

# 定 款

2026年 6 月 改 正

**玉井商船株式會社**

# 玉井商船株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は玉井商船株式会社と称し、英文ではTAMA I  
STEAMSHIP CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 海 運 業
- (2) 一般・産業廃棄物の収集及び処理業
- (3) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理業
- (4) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (5) 貨物運送取扱事業
- (6) 船舶の売買及び海運仲立業
- (7) 船員派遣事業
- (8) 前各号に関連または付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、704万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議によって定める。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手續等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(総会の決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 9 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役

及び各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印する。

- ② 前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、金400万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 当社は、会社法第329条第 3 項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。

④ 前項の補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役及び常任監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

② 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印す

る。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金400万円以上であらかじめ定める金額または法令で定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 39 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時

までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされていないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(剰余金の処分等の決定機関)

第 43 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(配当の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。